

教育・保育給付認定申請及び施設利用申し込みについて

1. 教育・保育給付認定申請と施設入所申し込みについて

保育所等の施設利用を希望する方は、教育・保育認定申請と入所申し込みを同時に行っていただきます。(他市町の保育所・認定こども園の利用を希望する方も含みます。)

○受付期間 令和5年10月2日(月)～令和5年10月13日(金)

○提出先 高浜町こども家庭センターkurumu(保健福祉センター内)

この申込みにより、令和6年4月1日から小学校就学始期までの間、入所・入園を希望できます。

(ただし、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、入所決定を受けた期間中でも、退所または教育認定に変更していただくことになります。)

所得関係の書類や証明書等については、入所・入園中は毎年度提出していただく必要があります。

2. 申込書記入にあたっての注意事項

- ①世帯の状況の欄は、児童と世帯を同じにしている人全員について記入してください。
(◆祖父母等が同一敷地内の別棟に居住している場合や、住民票上で世帯分離している場合でも「生計同一(生活費を同一にしている)」であれば記入してください。)
- ②職業欄は、職業をもっておられる方全員について、「会社員」「パート」とだけでなく、勤務先名もご記入ください。
- ③保育所・認定こども園の定員超過により、希望通り入所できない場合がありますので、第5希望までご記入ください。
- ④保育を希望される場合は、下記の「保育を必要とする事由」に従い、ご記入ください。
(◆「集団生活になれさせるため」「友達を作るため」「小学校入学準備のため」等は、事由になりません。)
- ⑤申込期限に間に合わない書類(証明書等)については、揃い次第、早急に提出してください。

3. 教育・保育給付認定申請について

(1) 3つの認定区分

保育所等の利用を希望する保護者の方には、利用のための認定を受けていただきます。

認定区分	子どもの年齢	要件	保育の必要量	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上	教育を希望する場合	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定 (3歳以上・保育認定)		「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園
3号認定 (3歳未満・保育認定)	3歳未満			

(2) 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける方は、保育を必要とする事由によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に区分されます。

利用区分	内容
「保育標準時間」利用	主にフルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大11時間
「保育短時間」利用	主にパートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大8時間

※「教育標準時間」利用の場合は、利用可能時間は4時間（高浜キッズこども園は6時間）となります。

(3) 保育を必要とする事由

	保育を必要とする事由	提出書類	認定区分
(1)	就労	証明書	就労時間による ⇒下記参照
(2)	妊娠・出産	母子手帳の写し(※出産予定日の明記がある箇所等) ※出産の場合、入所できるのは予定日の8週間前から出産後8週間です。	保育標準時間
(3)	保護者の疾病・障がい	診断書 手帳の写し(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか)	申請内容による
(4)	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	看護、介護の状況等がわかる書類(診断書または手帳の写し)	申請内容による
(5)	災害復旧	り災証明書または事実を確認できる書類(任意)	保育標準時間
(6)	求職活動	証明書 ※求職中の場合、入所できるのは、3ヶ月間です。	保育短時間
(7)	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	在学証明書等	就学時間による
(8)	虐待やDVのおそれがあること	保健福祉課に相談事案のある方	保育標準時間
(9)	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	勤務(採用予定)証明書 (育休期間が明記されていること)	保育短時間
(10)	その他、上記に類する状態として町長が認める場合		申請内容による

※就労を理由とする場合は次のいずれかに区分されます。

「保育標準時間」利用: 就労時間 週 30 時間以上かつ月 120 時間以上

「保育短時間」利用: 就労時間 月 48 時間以上、上記未満

※令和5年1月2日以降に高浜町に転入された場合は、市町村民税の税額(令和5年度(令和4年分))を確認できる書類が必要です。

(1)『町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書』または『町民税・県民税納税通知書』

※市町村民税所得割額が記載された部分が必要です。

(2) 市町村民税課税証明書(令和5年1月1日時点の住民登録市町村で請求)

4. 入所申込の電子申請について

入所申込は、マイナポータルサイトの「ぴったりサービス」を利用して電子申請することもできます。ただし、申請には下記のものが必要です。

◆申請に必要なもの

- ① マイナンバーカード(公的個人認証サービスによる電子証明書が付与されたもの)
 - ② インターネットに接続できるパソコン及び IC カードリーダライタ
 - ③ アプリ「マイナポータル AP」の利用に対応したスマートフォン
- ※②、③はいずれか1つがあれば可能

◆手続きの方法

インターネットから下記の URL を検索し、上記の必要物品を準備して申請してください。

また、お使いのパソコンもしくはスマートフォンが電子申請に対応しているかについては、同サイトより確認することができます。

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search> (ぴったりサービス)

なお、就労証明書等の保育を必要とする証明書については、窓口に提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

5. 高浜町内の保育所・認定こども園について

町内の保育所・認定こども園は、公立認定こども園が1カ所、公立保育所が3カ所、私立認定こども園が1カ所です。



認定こども園
cocokara
高浜町菌部40-1-1
Tel0770-72-0142



和田保育所
高浜町和田 124-3
Tel0770-72-0256



青郷保育所
高浜町西三松 13-54-1
Tel0770-72-0887



内浦保育所
高浜町山中 107-26
Tel0770-76-1130



高浜キッズこども園
高浜町立石 15-18
Tel0770-50-9050
(社会福祉法人長雲福祉会)

区分	教育および保育時間	長時間保育	※預かり保育および延長保育
教育標準時間	認定こども園 cocokara 9:00～13:00 高浜キッズこども園 9:00～15:00	—	<預かり保育>認定こども園 cocokara 13:00～18:00(有料) 高浜キッズこども園 15:00～18:00(有料)
保育標準時間	認定こども園 cocokara 高浜キッズこども園 7:00～18:00	—	<延長保育>認定こども園 cocokara 高浜キッズこども園 18:00～19:00(有料)
	和田・青郷・内浦保育所 7:30～18:00	—	—
保育短時間	各保育所・こども園で実施 8:00～16:00	各保育所・こども園で実施 7:30～ 8:00(有料) 16:00～18:00(有料)	—

※和田・青郷・内浦保育所において 18 時を超える利用が常態化する場合は、認定こども園 cocokara または高浜キッズこども園へ転園していただきます。

(1)延長保育及び長時間保育

保護者の勤務等の都合で、認定保育時間以外にも保育を希望される場合は、時間を延長して保育します。利用については、別途申請が必要です。

(2)保育所・認定こども園での生活(保育短時間の場合)

年齢、季節によって多少異なりますが、おおむね次のような時間割です。



書類審査、面接を経て入所・入園の可否を決定し、入所・入園できる場合は「利用契約決定通知書」を送付します。

入所・入園を必要とする理由が適当でない場合は、入所・入園できないことがありますのであらかじめご承知ください。

お問い合わせ

申込に関することなど全般:こども家庭センターkurumu(Tel72-6154)

高浜キッズこども園に関すること:社会福祉法人長雲福祉会高浜キッズこども園(Tel50-9050)